

6. 申告書に添付すべき書類（法第55条第2項、施行規程第6条）

汚染負荷量賦課金申告書の提出に当たっては、平成25年1月1日から平成25年12月31日までのSOxの排出量を証する次の(1)から(5)までの書類等を添付していただくことになっています。

また、申告書の審査において、必要がある場合には、機構から文書又は電話で同書類作成の基礎となった原始帳票等の提出を求めることがあります。

(1) SOxの年間排出量の算定の過程を示す書類

所定の様式（A、B、C及びD様式）によって作成してください。

なお、納付義務者が電算機等で独自に様式を作成する場合は、各様式の1枚目（機構用）及び2枚目（機構用写）を機構所定の様式と同一のものとしてください。

(2) 燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする書類

① 購入先の成績表等による場合

月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し加重平均を要する場合は、作成例（18ページ）を参照して「燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表」を作成し添付してください。（一覧表は、機構ホームページから入手することも可能です。）

なお、加重平均を要さない場合は、前記一覧表の添付は必要ありません。

② 自社測定値による場合

密度及び硫黄分の数値が、自社測定値によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付してください。

また、月内に密度及び硫黄分の異なる自社測定値の燃原料を使用し加重平均を要する場合は、前記一覧表を作成し、添付してください。

(3) 脱硫によって除去されるSOxがある場合は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類（E様式）」（34～44ページ参照）を添付してください。

(4) 排出ガス測定によってSOxの排出量を求める場合は、「排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）」（34～35、45～49ページ参照）を添付してください。

(5) E様式及びb様式によることができない場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類を添付してください。なお、汚染負荷量賦課金を納付したことを示す書類は、添付の必要がありません。

【備考】 使用様式ごとの添付書類早見表

使用様式	使用量、密度及び硫黄分の一覧表	E様式		b様式	その他
		脱硫あり	脱硫なし		
A様式	※1 △	○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
B様式	×	×	×	○	
C様式	※2 △	※4 ○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
D様式	a欄	○	×	×	
	b欄	×	×	○	

注※1 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※2 ※1の場合に加え、月内に硫黄分の異なる製品又は中間製品等が産出した場合に一覧表の添付が必要です。

※3 D様式を使用した場合は、助燃剤について加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※4 製品脱硫だけの場合不要です。